

令和5年 第4回 伊丹市教育委員会 定例会 会議録

1. 日 時 令和5年（2023年）3月17日（金）午後2時00分～午後4時50分

2. 場 所 伊丹市役所 2階 教育会議室

3. 出席者 <教育委員会>

教育長	木下 誠	教育委員	瀧川 光治
教育委員	太田 洋子	教育委員	西岡 奈美
教育委員	二宮 叔枝		

<事務局>

教育総務部長	馬場 一憲	保健体育課長	宗野 伸哉
学校教育部長	廣重久美子	総合教育センター所長	永嶺 香織
こども未来部長	大野 浩史	社会教育課長	中田美智世
生涯学習部長	浜田 律子	図書館長	中田 正仁
こども未来部参事	岡田 章	幼児教育推進課主査	富田 雄也
人権教育室長	須磨 昭文	教育政策課長	西原美絵子
職員課長	福本 恭	教育政策課主査	中谷 克也
学校指導課長	日外 亮	教育政策課主任	中井亜里紗

4. 欠席者 なし

5. 傍聴人 なし

6. 議 事

(1) 開会宣言 木下教育長（午後2時00分）

(2) 日程報告 木下教育長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員はこれを了承。

日程第 1 令和5年第3回定例会会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第12号の審議

日程第 4 議案第13号の審議

日程第 5 議案第21号の審議

日程第 6 報告第 2号の承認（専決第3号）

日程第 7 議案第14号の審議

日程第 8 議案第15号の審議

日程第 9 議案第16号の審議

日程第10 議案第17号の審議

日程第11 議案第11号の審議

日程第12 議案第18号の審議

日程第13 議案第19号の審議

日程第14 議案第20号の審議

木下教育長より「日程第6から日程第10及び日程第14につきましては、個人情報を含むため、日程第12及び日程第13につきましては、人事に関する案件であるため、日程第11につきましては意思形成過程における案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか」との発議があり、全委員はこれを了承。日程第6から第14は非公開の秘密会となる。

(3) 令和5年第3回定例会会議録の承認（日程第1）

令和5年第3回伊丹市教育委員会定例会（令和5年（2023年）2月17日（金）開催）  
会議録については、全委員一致でこれを了承。

(4) 教育長報告（日程第2）

教育総務部の「3月人事報告」・「2月分教育施設関係工事の着工・竣工報告」・「2月分の寄附採納報告」について、学校教育部、こども未来部、生涯学習部、人権教育室及び市立伊丹高等学校の「2月分行事实施報告」・「4月分行事实施予定」について、それぞれ説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「教育長報告」を承認。

質疑応答

二宮委員

図書館の貸出冊数が70%台ということで、最終的には目標を達成しづらいのではないかと思います。これと併せて、学校の読書冊数については、学校によって増減している状況にあるが、読書冊数にだけとられることなく、その要因を分析することが大切ではないかと思います。また、ICTについても学校間で差がある中、何を重点的に取り組むかという部分もあるが、各々できるところから手をつけてもらえたらと思う。

太田委員

市立伊丹高等学校の大学入試の結果を教えてください。また、毎月の生徒指導報告の件数について、長期欠席が非常に増えている。そのような中で長期欠席数が少ない学校もあったが、どのような取り組みをされているのかを教えてください。以上2件について、4月にでも教えていただけたらと思う。

西岡委員

P T Aに関する行事があったと思うが、P T Aの人がどのようなことを思っているのかを聞いてみたい。もし、またそのような会があるのであれば参加してみたいと思うので、案内をしていただきたい。

二宮委員

学校運営協議会について、やはり色々なことがあるなど感じている。ある学校の取り組みが、必ずしも全ての学校に合うわけではない。きちんと目的や内容を捉えることができていないのではないかという意見もあった。

木下教育長

学校運営協議会は、本市の大きな学校活性化にかかるツールである。ただやれば良いというのではなく、目的をきちんと掲げながら、手段を講じていかなければならない。毎年、年間スケジュールに従って同じことをやるだけではいけない。学校の課題が一つずつ改善されていくことが必要である。学校運営協議会については、メンバーの在り方がとても大きい。また、リーダーの課題意識によっても変わる。全ての報告書を見ているが、6、7回開催している学校もあれば、3回で終わっている学校もある。真剣に課題改善に取り組んでいるのかどうか。縦と横の連携を大切にした教育の推進という理念を掲げていても具体的なアクションを起こさなければ何にもならない。きちんと取り組んでいただきたい。

木下教育長

部局運営シートの中で年度当初に示した目標がきちんと達成できているかを確認した。図書館については、目標に近づくとは思いますが、やはり達成は難しい。総合教育センターにおいては、I C Tの活用によく取り組んでいただいた結果、昨年度よりも非常に伸びている。そのような中で、学校園ホームページ月別更新状況の対前年度比については、小学校と中学校は黄ばい状況である中、特別支援学校はよく伸びている。しかし、市立伊丹高等学校は大きく落ちている。教育情報の発信というのは、本市の教育方針の一つである。理念と行動が一致して始めて効果がある。理念だけでは意味がない。市立伊丹高等学校の結果について、どこに要因があるのか。

総合教育センター所長

市立伊丹高等学校について、ホームページの回数としてはこの数字になる。しかし、実際のところは、校長先生が毎日ブログを通じて学校の中の状況や新たな情報を発信している。そのシステムは独自のものを使用しているため、ここには数字として表れていない。今後、その点も踏まえて、集計方法を検討していきたいと考えている。

木下教育長

この数字だけ見ると、情報発信を行っていないように見えてしまう。集計方法を検討してほしい。もう1点、社会教育課の土曜学習について、令和5年2月の状況であるが、参加者数が6,699人、実施回数が269回である。令和4年度の目標値は、参加者数が15,000人、実施回数が300回とされていた。実施回数については、目標値に近い数字が出ているが、参加者数については半数にも到達していない。どこにその要因があるのか。この件に関して、毎月チェックする中で、担当課としてはどのようなアクションを起こしてきたのか。そして、今後何をしていくのかを教えていただきたい。

社会教育課長

土曜学習は、伊丹市地域学校協働活動推進事業実施要綱に基づき、各校10回程度以上の実施を予定している。今年度の開催回数については、決算値は288回程度になる予定である。また、参加者数についても7,500人を超える予定である。この目標値に対する決算値の要因については、コロナ禍で定員数を設ける学校があったこと、また、2年間のブランクにより、保護者や児童生徒から土曜学習という事業自体の定着が少し途切れてしまったこと等があると考えている。担当課としては、運営協議会等のような場で、このような課題を投げかけながら、土曜学習を盛り上げていきたいということを伝えていた。その結果、有志の学校が4校ほど集まり、Zoomを用いて、各校の生徒達を繋ぎ、情報交換やクイズの出し合い、一緒にワークに取り組めるような特別講座を設けてもらった。また、土曜学習の開催期間について、例年であれば、5月から3月中旬頃までの約10ヶ月間であり、実施回数が月1回の場合でも年間10回程度になる。担当課として、より土曜学習を開催できるような体制を整えるため、例年よりも早く、地域学校協働活動推

進員の委嘱の準備を進めてきた。また、土曜学習事業をもっとPRしていかなければならないと考えており、広報やデジタルサイネージを活用して、本市の土曜学習の特徴を伝えていきたいと思う。3回目の運営会議においては、コーディネーターとともに、子ども達がより興味を持つような発信の仕方について話し合いをした。来年度に向けて、より多くの子ども達に参加してもらうことができるような取り組みを考えていきたい。

木下教育長

やはり、子ども達が魅力を感じ、参加してみようと思う気持ちを持てることが大切である。そのためには、講座を工夫するだけでなく、地域学校協働活動推進員同士の横の連携を大切にしなければならない。主体的な学びに繋がるような改善に努めてほしい。

(5) 議案第12号の審議（日程第3）

木下教育長より「伊丹市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「所要の規定整備を行うため、伊丹市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を制定しようとするものです。」との説明がなされ、こども未来部長より補足説明があり、全委員一致で、「議案第12号」を可決。

(6) 議案第13号の審議（日程第4）

木下教育長より「伊丹市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴う規定整備を行うため、伊丹市立幼稚園園則の一部を改正する規則を制定するものです。」との説明がなされ、こども未来部長より補足説明があり、全委員一致で、「議案第13号」を可決。

質疑応答

二宮委員

幼稚園の園則になるため、文部科学省からは下りてきていると思うが、こども園や保育所にはそのような規則はなかったのか。

木下教育長

内閣府の所管になったということか。

こども未来部長

内閣府の規定になったものについて、本園則をそちらに合

わせるための改正である。

木下教育長

幼稚園の所管は、文部科学省だけでなく、内閣府も関わってくるということか。こども家庭庁に入ることか。

幼児教育推進課主査

令和5年4月からこども家庭庁が設置されるが、幼稚園の所管は文部科学省のままである。ただ、幼稚園の文部科学省所管の部分であっても、一部の事務がこども家庭庁に移管されるものがある。それに伴い、学校教育法や学校教育法施行規則において、文部科学大臣は内閣総理大臣に協議しなければならない等が規定されていたところ、事前協議の必要性がなくなるという改正は行われている。

二宮委員

幼稚園には園則があるが、保育所等の福祉関係ではそのようなことを聞いたことがない。条例で規定されているだけなのか。

幼児教育推進課主査

市立保育所や認定こども園についても管理規則があり、同様に改正する。ただ、事務の所掌が市長部局の方であることからこちらで議案として挙げていない。

#### (7) 議案第21号の審議（日程第5）

木下教育長より「伊丹市スポーツ推進計画（中間見直し版）の策定について」を議題とする旨の発議の後、「伊丹市スポーツ推進計画につき、国のスポーツ施策の動向等を考慮しつつ、社会状況や本市のスポーツ活動の実情等に対応した内容とするため、策定しようとするものです」との説明がなされ、生涯学習部長より補足説明があり、全委員一致で、「議案第21号」を可決。

質疑応答

太田委員

週1日以上スポーツを行っている市民の割合について、令和9年度の目標値に対する現状値の乖離が大きい。今後、目標達成に向けてどうしていきべきなのか、一緒に考えていけないのではないかと思う。もう1点、部活動の地域移行についても、他市町の状況等も踏まえて、一緒に考えていけたらと思う。

木下教育長

スポーツを大事にするという文化を築いていかなければならないと思う。医者にかかり健康を維持するのではなく、自らの健康を自ら守ることが大切である。バスに乗るのではなく歩いたり、エレベーターではなく階段を利用したりというように、日常生活の中に運動を取り入れていくことが大切である。そのようなことをきちんと周知してもらいたい。河川敷等を歩きやすい環境に整備するようなまちづくりが大切である。少なくとも、目標に掲げている65%は達成できるようにお願いしたい。

(8) 報告第2号(専決第3号)の承認(日程第6)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「報告第2号「教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の専決第3号「令和4年度伊丹市児童・生徒顕彰の追加決定について」」を承認。

(9) 議案第14号の審議(日程第7)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第14号 学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」を可決。

(10) 議案第15号の審議(日程第8)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第15号 伊丹市地域学校協働活動推進員の委嘱について」を可決。

(11) 議案第16号の審議(日程第9)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第16号 伊丹市立少年愛護センター運営協議会委員の委嘱について」を可決。

(12) 議案第17号の審議(日程第10)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第17号 伊丹市スポーツ推進委員の委嘱について」を可決。

(13) 議案第11号の審議(日程第11)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第11号 伊丹市教育委員会事務局組織および事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」を可決。

(14) 議案第18号の審議(日程第12)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第18号 令和5年度校園長等人事異動について」を可決。

(15) 議案第19号の審議(日程第13)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第19号 令和5年度教育委員会事務局管理職人事異動について」を可決。

(16) 議案第20号の審議(日程第14)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第20号 令和4年度伊丹市教育委員会賞の追加決定について」を可決。

(17) 閉会宣言 木下教育長(午後4時50分)

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育長 木下 誠

伊丹市教育委員会委員 太田 洋子